

社会福祉法人川越市社会福祉協議会役員報酬等支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人川越市社会福祉協議会定款（平成29年定款第2号）第25条の規定に基づき、社会福祉法人川越市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(理事長等の報酬等)

第2条 理事長及び常務理事には、報酬、地域手当、通勤手当、管理職手当及び期末手当（以下「報酬等」という。）を支給する。

2 理事長及び常務理事の報酬等の額は、別表のとおりとする。

3 理事長及び常務理事以外の役員には、報酬等を支給しない。

(旅費等)

第3条 役員が本会の業務のため出張したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により役員に支給する旅費の種類は、社会福祉法人川越市社会福祉協議会旅費規程（平成26年規程第2号）に規定するところによる。

3 役員に支給する旅費の内、日当及び宿泊料の額は、旅費規程別表第1事務局長に支給する額とする。

4 理事長及び常務理事以外の役員（埼玉県又は川越市の職員を除く。）が理事会に出席し、又は役員として本会の事業に従事したときは、費用を弁償するものとし、その額は、日額4,000円とする。

(支給方法等)

第4条 この規程に定めるものを除くほか、理事長及び常務理事の報酬等の支給については、職員の例による。

2 理事長及び常務理事の勤務に関する事項は、別に定める。

附 則（平成30年評議員会規則第1号）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人川越市社会福祉協議会役員報酬等支給規程（平成29年評議員会規則第1号）は、廃止する。

附 則（令和元年評議員会規則第1号）

この規程は、令和元年6月25日から施行する。

別表（第2条関係）

理事長及び常務理事の報酬等

種類	金額
報酬	月額とし、川越市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第14号。以下「市給与条例」という。）別表第1再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、職務の級7級の給料月額に相当する額
地域手当	社会福祉法人川越市社会福祉協議会職員給与規程（昭和53年規程第1号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例による額
通勤手当	職員の例による額
管理職手当	月額とし、川越市職員の管理職手当に関する規則（昭和34年規則第13号）第2条第2項第3号に相当する額
期末手当	<ol style="list-style-type: none">1 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退任し、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退任し、又は死亡した日現在）において理事長又は常務理事が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に川越市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年規則第19号。以下「市期末勤勉手当規則」という。）別表第1行政職給料表の項職務の級8級及び7級の職員の欄に相当する割合を乗じて得た額の合計額に、市給与条例第16条第3項に相当する割合及び市期末勤勉手当規則第22条第2号に相当する割合の合計割合を乗じて得た額に、職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額